

～ほっと通信～

第7号

今回は、施設職員等による**身体拘束**についてです。不安なことがあれば、相談してくださいね。



身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼす恐れがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「**緊急やむを得ない**」場合を除き、**身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為**と考えられています。

Q1. ベッドに三点柵を付けることは。身体拘束ですか？

▶ 身体拘束は柵の本数ではありません。「**利用者の行動を制限する行為**」に該当するか否かで判断します。利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。

Q2. 帰宅困難になる認知症高齢者がヘルパーを利用しています。高齢者の安全を守るため家族とも相談し、ヘルパーが帰宅する際に、玄関につつかえ棒をして高齢者が外出できないようにしています。これは高齢者虐待に該当しますか？

▶ 身体拘束の具体例の中には、「自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する」が含まれており、高齢者を外出できないよう閉じ込める行為は**身体拘束に該当するもの**と考えられます。

参考：養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き

★緊急やむを得ない場合の3要件★

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること